

契約手続及び履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容														
<p>地方独立行政法人 大阪府立産業技術 総合研究所</p>	<p>地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所の以下の委託業務において、検査の結果不備が見つかったため委託業者に成果品（報告書）の修正・再提出を求めたが、検査結果が不備のまま、検査完了として支払手続に回されていた。</p> <table border="0" data-bbox="519 745 1329 1123"> <tr> <td>委託業務件名</td> <td>電波暗室改修・新設に関する調査業務委託契約</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>2,592,000円（税込）</td> </tr> <tr> <td>報告書日付 （業務完了日）</td> <td>平成27年3月25日</td> </tr> <tr> <td>検査年月日</td> <td>同月20日</td> </tr> <tr> <td>請求書日付</td> <td>同月17日</td> </tr> <tr> <td>支出決議日</td> <td>同月20日</td> </tr> <tr> <td>支払日</td> <td>同月27日</td> </tr> </table> <p>3月17日に報告書及び請求書を受け付けたが、報告書に不備があるとして、その後報告書について同月25日に再提出を受けていた。 業務委託契約書第12条第3項によると、報告書の再提出日である3月25日が業務の完了日であるため、本来は改めて検査を実施した上で請求書の再提出を求め、当該書類の受領をもって支払手続を行う必要があった。</p>	委託業務件名	電波暗室改修・新設に関する調査業務委託契約	契約金額	2,592,000円（税込）	報告書日付 （業務完了日）	平成27年3月25日	検査年月日	同月20日	請求書日付	同月17日	支出決議日	同月20日	支払日	同月27日	<p>契約の履行確認や検査のルール等について、周知徹底を図り適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【業務委託契約書】</b> （検査及び引渡し）</p> <p>第12条 受注者は、業務を完了したときは、遅延なく成果品を発注者に提出し、発注者の検査を受けなければならない。</p> <p>2 発注者は、成果品を受領したときは、その日から起算して10日以内に成果品について検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、発注者の指示に従い、直ちに必要な修正を行うものとし、当該修正が完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。この場合においては、修正の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を適用する。</p> <p>（契約金額の支払）</p> <p>第13条 受注者は前条の検査に合格したときは、適法な手続に従って、発注者に契約金額の支払を請求することができる。</p> <p>2 発注者は、前項の規定による受注者からの請求を受領した日から30日以内に契約金額を支払わなければならない。</p> </div>	<p>契約の履行確認や検査のルールについて、チェックリストを作成し、今後手続に瑕疵が生じることがないように、事務担当者、決裁者に周知徹底を図った。今後は手続に漏れがないよう適正な事務処理に努める。</p>
委託業務件名	電波暗室改修・新設に関する調査業務委託契約																
契約金額	2,592,000円（税込）																
報告書日付 （業務完了日）	平成27年3月25日																
検査年月日	同月20日																
請求書日付	同月17日																
支出決議日	同月20日																
支払日	同月27日																

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年12月8日から同月9日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
地方独立行政法人 大阪府立産業技術 総合研究所	<p>物品の購入に際しては、地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所発注工事等に係る暴力団排除等手続要領により、元請人や下請人等から暴力団員等ではない旨の誓約書を提出させることとなっている。</p> <p>しかしながら、以下の契約については、購入先の事業者から誓約書を入手していなかった。</p> <table border="1" data-bbox="528 772 1353 1003"> <thead> <tr> <th>契約名称</th> <th>契約金額</th> <th>契約日</th> <th>納入期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特殊環境室付帯機器</td> <td>29,700,000円</td> <td>平成26年7月1日</td> <td>平成27年3月20日</td> </tr> <tr> <td>有機物蒸着装置</td> <td>19,116,000円</td> <td>平成26年8月19日</td> <td>平成27年1月30日</td> </tr> </tbody> </table>	契約名称	契約金額	契約日	納入期限	特殊環境室付帯機器	29,700,000円	平成26年7月1日	平成27年3月20日	有機物蒸着装置	19,116,000円	平成26年8月19日	平成27年1月30日	<p>今後は契約事務のルールに基づき、適正な事務処理を行われない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所発注工事等に係る暴力団排除等手続要領】</b></p> <p>5 誓約書の徴収等</p> <p>経理責任者は、研究所発注工事等の相手方に対し、当該研究所発注工事等の相手方及びその下請人等が暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書をそれぞれから徴収し、法人に提出するよう求めるものとする。</p> <p>なお、当該契約書の提出がない場合、経理責任者はその相手方と契約を締結しないよう取り扱うものとする。</p> </div>	<p>契約事務のルールについて、チェックリストを作成し、事務担当者、決裁者への周知徹底及びミスの防止を図った。今後は手続に漏れがないよう適正な事務処理に努める。</p>
契約名称	契約金額	契約日	納入期限												
特殊環境室付帯機器	29,700,000円	平成26年7月1日	平成27年3月20日												
有機物蒸着装置	19,116,000円	平成26年8月19日	平成27年1月30日												

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年12月8日から同月9日まで）